

副 本

令和7年 第6回 吉川市教育委員会会議録

令和7年6月24日 (火)

令和7年6月24日 第6回 吉川市教育委員会

吉川市教育委員会告示第6号

令和7年第6回吉川市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和7年6月17日

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

- 1 日 時 令和7年6月24日（火）午後3時から
- 2 場 所 市役所202会議室
- 3 報告事項  
なし
- 4 付議案件  
第20号議案 吉川市社会教育委員の委嘱について  
第21号議案 吉川市図書館協議会委員の委嘱について

開会の日時	令和7年6月24日 午後3時
閉会の日時	令和7年6月24日 午後3時19分
会議開催の場所	市役所202会議室
教育長	清水 孝二
教育長職務代理者	荒井 一美
<p>会議に出席した委員の氏名</p> <p>席順 1 清水 孝二</p> <p>2 荒井 一美</p> <p>3 小林 照男</p> <p>4 岡田 早代子</p> <p>5 塩入 英明</p>	
<p>会議に欠席した委員の氏名</p>	
<p>説明のため会議に出席した者の職・氏名</p> <p>教育部長 岡崎 久詩</p> <p>副部長兼学校教育課長 野見山 伸一</p> <p>教育総務課長 大瀧 和寛</p> <p>生涯学習課長 油川 誠</p> <p>学校教育課学校支援担当主幹 兼教育センター所長 秋山 千幸</p> <p>生涯学習課文化財保護 担当主幹 山崎 功二</p>	
<p>会議に出席した事務局職員</p> <p>書記長（教育部長） 岡崎 久詩</p> <p>書記（教育総務課管理担当） 松井 勉</p>	
<p>傍聴人 0人</p>	

令和7年6月24日 第6回 吉川市教育委員会

令和7年第6回吉川市教育委員会会議 議事日程

日 程	議案等番号	内 容	提出者等
		開会の宣告	教育長
日程第1	—	前回会議録の承認について	〃
日程第2	第20号議案	吉川市社会教育委員の委嘱について	〃
日程第3	第21号議案	吉川市図書館協議会委員の委嘱について	〃
日程第4	—	その他	
		閉会の宣告	教育長

会議の要点記録

◎開会の宣告（午後3時）

○清水教育長 ただいまから令和7年第6回吉川市教育委員会会議を開会する。

◎日程第1、会議録の承認について

○清水教育長 （議題の宣告）

（採決の宣告・採決・前回会議録は承認）

◎日程第2、第20号議案、吉川市社会教育委員の委嘱について

○清水教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○岡崎教育部長 第20号議案「吉川市社会教育委員の委嘱について」を説明する。本案については、社会教育に関する諸計画の立案や研究調査などを行う吉川市社会教育委員の任期が令和7年6月30日をもって満了を迎えることから、社会教育法第15条及び吉川市社会教育委員設置条例第2条の規定により新たに委員を委嘱するため、この案を提出するものである。任期については、令和7年7月1日から令和9年6月30日までである。詳細については、担当課長より説明をさせていただく。

○油川生涯学習課長 内容について補足をさせていただく。社会教育委員については、社会教育法の定めにより、都道府県と市町村に置くことができるとされており、社会教育に関し教育委員会に助言をするため、諸計画の立案、諮問に対する意見、また、そのために必要な調査研究を行うものとされている。

本市においては、吉川市社会教育委員設置条例を定め、その中で、委員の構成を学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、そして、そのほか教育委員会が必要と認めた者とし、委員の定数を15名以内、任期については、2年と定めているところである。

今回の新たな委員の候補者については、学校教育の関係者は市内小中学校長からの互選であり、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者は市内において社会教育や家庭教育の分野で活動をされている団体からの推薦等である。また、学識経験者は学校教育や地域における社会教育に関する経験が豊富であり、教育に関して高い識見をお持ちの方々をお願いをしており、今回は3人とも再任となっている。そして、教育委員会が必要と認めた者として、公募により選出された3名の市民の方を含む、15名の方々を委員候補者として提案するものである。説明については以上である。

○清水教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

(採決の宣告・採決)

○清水教育長 異議なしと認める。したがって、第20号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第3、第21号議案、吉川市図書館協議会委員の委嘱について

○清水教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○岡崎教育部長 第21号議案「吉川市図書館協議会委員の委嘱について」を説明する。

本案については、図書館法第14条に基づき、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関である吉川市図書館協議会の委員の任期が令和7年6月30日をもって満了を迎えることから、吉川市図書館条例第8条の規定により新たに委員を委嘱するため、この案を提出するものである。なお、任期については令和7年7月1日から令和9年6月30日までである。詳細については、担当課長より説明をさせていただきます。

○油川生涯学習課長 内容について補足をさせていただきます。図書館協議会については、図書館法の定めにより、公立図書館に設置ができるとされている機関で、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕、いわゆる図書館のサービスについて、館長に対して意見を述べる機関とされている。

本市においては、条例において、協議会の設置を定めるとともに、委員の構成を学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者とし、委員の定数を10名以内、任期を2年と定めている。

今回の新たな委員候補者については、学校教育の関係者は市内小中学校長の互選であり、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者は、図書館や図書館資料を活用いただきながら、それぞれの分野で市内で活動をされている団体からの推薦である。また、学識経験者は図書館やその関連分野に関して深い理解と経験をお持ちの方をお願いをしており、今回は再任となっている。最後に、公募委員として、応募いただいた2名の市民の方を含めた9名を委員候補者として提案するものである。説明については以上である。

○清水教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

(採決の宣告・採決)

○清水教育長 異議なしと認める。したがって、第21号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第4、「その他について」

○清水教育長（事務局から報告等がないかの発言）

○岡崎教育部長 令和7年第7回教育委員会会議の開催について、7月24日木曜日、午後3時から、市役所202会議室を予定している。

○清水教育長（委員から報告等がないかの発言）

◎閉会の宣告（午後3時19分）

○清水教育長 以上で本日の議事日程は、すべて終了した。閉会にあたり、荒井教育長職務代理者よりごあいさつをお願いします。

○荒井教育長職務代理者 本日もスムーズな進行により会議が終了し感謝申し上げます。今朝のニュースで水泳のプール開きが始まったというニュースがあった。吉川市では徐々に市民プールや民間のプールに移行されてきていると思うが、民間のプールを使用するにあたり、授業数をしっかり確保しながら、吉川市の子供たちの学力をしっかりとつけていただければと思う。

○清水教育長 これで令和7年第6回吉川市教育委員会会議を閉会とする。

令和7年6月24日 第6回 吉川市教育委員会

吉川市教育委員会会議規則第24条第2項の規定により署名する。

令和7年7月24日

教 育 長                    清水 孝二

教育長職務代理            荒井 一美

委                    員                    小林 照男

委                    員                    岡田 早代子

委                    員                    塩入 英明